

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

## 青梅市地域包括支援センターうめぞの

### 1 担当事業所

#### (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	青梅市地域包括支援センターうめぞの
所 在 地	東京都青梅市駒木町3-594-1 東京都青梅市河辺町10-6-1 トミタワー602(支所)
介護保険指定番号	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(青梅市第2号) 1302800022
サービスを提供する地域	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、河辺町、畠中、和田町、梅郷、 柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
営業日および営業時間	月～土 午前9時から午後5時まで
営業しない日	日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)

#### (2) 連絡先(緊急時含む)・ケアマネジメント担当職員

青梅市地域包括支援センターうめぞの 担当 \_\_\_\_\_

電話 0428-24-2882

0428-84-2627(支所)

#### (3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を委託する居宅介護支援事業所

別紙のとおり(別紙がない場合は、(2)のケアマネジメント担当職員が介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。)

#### (4) 事業所の職員体制(年月日現在)

	常勤	非常勤
社会福祉士等	名	名
保健師等	名	名
主任介護支援専門員	名	名
介護支援専門員	名	名
生活支援コーディネーター	名	名
認知症コーディネーター	名	名
事務員	名	名

## 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れ

### 1、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申し込み



### 2、契約締結



### 3、介護予防ケアプランの作成

#### ① 状態の把握（アセスメント）



#### ②介護予防ケアプラン原案の作成



#### ③サービス担当者会議の開催



#### ④介護予防ケアプランの交付



### 4、指定介護予防サービス等の利用

※ 介護予防ケアプランの期間終了時、介護予防ケアプランの達成状況について評価を行います。

## 3 利用料金

重要事項説明書別紙のとおりです。なお、利用料金が改定されたときは、料金改定に対応した重要事項説明書別紙を交付するものとします。

## 4 利用者負担

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用料金は、介護保険に滞納等がなければ、利用者負担はありません。事業者から利用料金の全額を青梅市に直接請求します。

介護保険料に滞納等があると、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、青梅市高齢者支援課窓口に提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

## 5 サービス内容に対する苦情

### (1) 利用者相談・苦情担当

事業者の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する相談・苦情および介護予防ケアプランにもとづいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当 青梅市地域包括支援センターうめぞの 電話 0428-24-2882

0428-84-2627 (支所)

### (2) 事業者以外に、青梅市相談・苦情窓口に苦情を伝えることが出来ます。

担当 青梅市高齢者支援課包括支援係 電話 0428-22-1111 (内線 2127)

### (3) その他

東京都国民健康保険団体連合会においても介護サービスに関する相談・苦情を受け付けています。

担当 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当

電話 03-6238-0177

## 6 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに青梅市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

## 7 秘密の保持

担当職員その他事業者の使用するものは、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ることとします。

## 8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの運営方針

- (1) 利用者的心身の特性を踏まえて、その利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 利用者的心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択にもとづき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、当該目標を踏まえ、多様な事業者から適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者もしくはその他の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

## 9 ハラスメント対策について

事業者はハラスメント対策に取り組むため、研修の実施、ハラスメントが起こった際の相談窓口及び担当者を選任し、適切に対応できるように努めます。また、利用者及びその家族等が、事業者や事業者の使用する職員に対し、ハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等）が行われ、改善が見込めない場合は契約書 第9条第2項第2号に定めるとおりとします。

## 10 その他

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの計画期間中に、以下の事由に該当する場合については、速やかに事業者または事業者が委託する居宅介護支援事業所に御連絡ください。
  - ア 被保険者証の記載内容に変更が生じた場合や要介護認定申請を行った場合
  - イ 各種の減免に関する決定などを受けた場合

ウ 生活保護・公費負担医療の受給資格の得失があった場合

(2) 利用者が病院または診療所に入院した場合には、医療機関における退院支援や退院後の在宅生活支援を円滑に行うため、入院先の医療機関にケアマネジメント担当職員の氏名および連絡先をお伝えください。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たり、利用者に対して本書面にもとづいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 青梅市駒木町 3-594-1

名 称 青梅市地域包括支援センターうめぞの

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利 用 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(代 理 人)

住 所 利用者に同じ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ )

(署名代行者)

住 所 利用者に同じ \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ )